

豊中市保育所等保育士資格取得支援事業補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所、認定こども園又は認定こども園への移行を予定している幼稚園（以下「保育所等」という。）に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援することにより保育所等における保育士の確保を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的として、市内の保育所等における保育所等保育士資格取得支援事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市内の保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等の補助を行う。

(実施要件)

第3条 対象となる施設は、市内の保育所等であること。

2 対象となる者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 対象施設に勤務しており、原則として補助金の交付年度内に、養成施設において教科目の受講を開始していること。なお、保育士資格の取得に当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士試験の全部を免除される方法によること。
- (2) 保育士登録された日を起算として、保育所等において原則1年間以上勤務すること。
- (3) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けていないこと。

(交付の対象)

第4条 補助の対象となる経費は、養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める経費を対象として、次の各号に定める額を上限とする。

(1) 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する場合

本事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、300千円を上限とする。

(2) 保育士試験の全部を免除され保育士資格を取得する場合

本事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、上限は次のとおりとする。

①「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の別表②及び③により保育士資格を取得する場合：100千円

②試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合：200千円

(実施計画書の提出)

第6条 補助金の交付を申し込もうとする者は、実施計画書(別紙1)を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の計画書には、次の各号に定める書類を添付すること。

(1) 対象者が対象施設に勤務していることが確認できる書類。

(2) 対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類。ただし、実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。

(実施計画書の受理及び通知)

第7条 市長は、実施計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を確認し、対象の可否を判断の上、速やかに通知を行うものとする。

(交付の申込)

第8条 前条で実施可の通知を受けた者は、対象者が資格取得後、対象施設に1年間以上勤務することが決定した日の属する月の翌月末日までに、交付申込書(様式第1号)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 前項の申込書には、補助金所要額調書(様式第1号-1)、補助金内訳書(様式第1号-2)及び収支予算書を添付すること。

(事業完了報告書の提出)

第9条 前条で交付の申込を行う者は、あわせて事業完了報告書(別紙2)を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に定める書類を添付すること。

(1) 対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に1年間以上勤務することが決定したことが確認できる書類。

(2) 養成施設の長が発行する対象経費の領収書の写し。

(3) 対象者の保育士証の写し。

(交付決定)

第10条 市長は、補助金の交付申込があったときは、当該申込に係る書類等につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって必要な条件を付するものとする。

(交付決定の通知)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付を申し込んだ者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 前条で補助金の交付決定を受けた者は、実績報告書(様式第3号)を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の報告書には、補助金精算書(様式第3号-1)、補助金内訳書(様式第3号-2)及び収支決算(見込)書を添付すること。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による交付請求書を受けた場合は、補助金を速やかに交付する。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- （1）虚偽又は不正の手段により申込をしたとき。
- （2）補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （3）補助金を他の用途に使用したとき。
- （4）市職員の指示に従わないとき。

（仕入控除）

第17条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（書類の保管）

第18条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならない。

附則

この要綱は、平成27年1月20日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附則

この要綱は、名称を「豊中市保育所等保育士資格取得支援事業実施要綱」から「豊中市保育所等保育士資格取得支援事業補助金要綱」と改正したうえで、平成28年3月2日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附則

この要綱は、平成29年12月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。